

表 2

1 補助事業	2 区分	3 対象期間
令和 2 年 4 月 1 日から同月 30 日までの保証申込分における新型コロナ対策融資の借入金に係る利子の無利子化	—	当該新型コロナ対策融資が実行された日の属する月から、36 か月を経過する月まで。
令和 2 年 5 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに保証申込を受付けたもので、かつ同年 5 月 1 日から令和 4 年 5 月 31 日までに融資実行された新型コロナ対策融資の借入金に係る利子の無利子化	左記のうち、鳥取県新型コロナウイルス感染症対応利子補給補助金交付要綱（令和 2 年 5 月 1 日付第 202000027683 号。鳥取県商工労働部長通知。）第 3 条の規定に基づき国の補助金の交付対象となる貸付（以下「国補助対象貸付」という。）の第 4 条の規定に基づき補助金の交付対象となる期間を除いた期間における利子	当該新型コロナ対策融資が実行された日が属する月から起算して 36 か月を経過した月から、24 か月を経過する月まで。
	国補助対象貸付以外の貸付に対する利子	当該新型コロナ対策融資が実行された日が属する月から、60 か月を経過する月まで。